

呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書について

令和 7 年 4 月 1 6 日，呉市いじめ問題等調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）から提出された調査報告書について呉市長に報告しましたので，報告します。

1 調査委員会による調査及び会議

(1) 調査委員会の設置経緯

- ア 令和 4 年 6 月，ＪＲ呉駅の構内において生徒が列車に接触し，その後死亡が確認された事態が発生した。
- イ 令和 4 年 9 月 2 7 日付けで，呉市教育委員会から「呉市いじめ問題等調査委員会条例第 2 条第 2 号の調査の実施について（依頼）」と題する書面で，当該生徒が通う呉市立中学校ないし同年 3 月に卒業した小学校において発生した可能性があるいじめ問題等の事案及び呉市いじめ問題等調査委員会条例（平成 2 6 年呉市条例第 2 2 号）第 2 条第 2 号に規定する事態に関する調査及び報告を依頼した。

ウ 調査依頼事項

- ・調査依頼事項 1 当該生徒に係るいじめの事実関係の調査及び検証について（小学校を含む。）
- ・調査依頼事項 2 当該生徒の死亡に至る過程の検証について（小学校を含む。）
- ・調査依頼事項 3 当該生徒及び保護者への学校の対応について（小学校を含む。）

(2) 調査委員会の構成

区 分	任期／委員名	
	R4. 7. 1～R6. 6. 30	R6. 7. 1～R8. 6. 30
学識経験者	向笠 章子	向笠 章子
弁護士	平元 陽亮	平元 陽亮
医師	水馬 裕子	水馬 裕子
臨床心理士	新宅 千絵子	新宅 千絵子
社会福祉士	二川 英二	豊田 奈未

(3) 調査委員会会議の経過

- ア 調査期間：令和4年9月27日から令和7年4月10日まで
- イ 開催回数：51回（並行調査事案あり）
- ウ 家族との面談：1回
- エ 関係教職員からの聴取：5名

(4) 調査委員会による調査の内容

ア 調査検討の対象とした事実

- (ア) 当該生徒が、小学校6年生の頃、児童Aからかなり卑劣で差別的な言葉を言われた経緯（検討事実①）
- (イ) 当該生徒が、小学校6年生のときに、生徒BからSNSで人格を否定される言葉を言われ、中学校入学後に生徒Bから睨まれたり、指をさされて生徒Cと一緒に笑われたなどの経緯（検討事実②）
- (ウ) [REDACTED]
- (エ) 当該生徒に対する小学校6年生のときの小学校の対応（検討事実④）
- (オ) 当該生徒に対する中学校1年生のときの中学校の対応（検討事実⑤）

イ 調査検討に際しての聴取や資料

調査検討に際しては、はじめに当該生徒の家族からの事実等の聴取を行い、そして多くの関係資料等をもとにして慎重な調査検討を実施した。

2 調査委員会が認定したいじめに関係する事実

(1) 法における「いじめ」

ア 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

イ 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）第1の5項

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されること

のないよう努める必要がある。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ウ ア・イからすれば、被害を受けた当該児童生徒と「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」が認められる場合、一般的にいじめと考えにくい様に見る行為であろうとも当該児童生徒が心身の苦痛を感じるなどの「心理的又は物理的な影響を与える行為」であれば、限定されることなく、広く、法に規定される「いじめ」に該当するものとして考えるべきものといえる。

(2) 本件いじめ問題等事案に係る事実（調査依頼事項 1）

ア 検討事実①に関して認定した事実（認定事実①）

当該生徒は、小学校 6 年生の頃、児童 A から「[REDACTED]」、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」と複数の児童がいる前で大きな声で言われることがあった。

○ いじめの該当性 → 法にいう「いじめ」に該当するものと判断する。

イ 検討事実②に関して認定した事実（認定事実②）

当該生徒が、生徒 B から、ライン上で「[REDACTED]」，「[REDACTED]」と言われたり，ライングループから一方的にブロックされる等したやりとり，廊下で通り過ぎる際に睨まれたり，体育祭の練習の際に指をさされて生徒 C と一緒になって笑われたりした。

○ いじめの該当性 → 法にいう「いじめ」に該当するものと判断する。

(3)

ア

1

ウ 認定事実③を加えた検討

○ 本件事態と認定事実①及び③との関係性

→ 自死の要因については、一般に複数の要因が複雑に絡み合っているとされており、相応の期間を持って醸成されることを鑑みると、過去のものであるからという理由をもって関係性を除外することは相当ではなく、小学校6年生の同じ時期に発生した認定事実①が、当該生徒の希死念慮の形成の始まりに少なからず影

響を与えていたものと判断する。

すなわち、調査委員会は、認定事実③の有無に関わらず、本件事態と認定事実①の「いじめ」の事実との間には希死念慮の形成に係る環境の発端を醸成したといった関係性が認められるものと判断する。

○ 本件事態と認定事実②及び③との関係性

→ 当該生徒は、認定事実①ないし③を含む環境要因のもとで希死念慮を抱いたまま小学校を卒業し、認定事実③の有無に関わらず、中学校 1 年生になって間もなく発生した認定事実②の中の出来事によって、従前から有していた希死念慮をより一層強めた。そして、本件事態が発生した。[redacted]が叶わなかった喪失感に加えて、当該生徒と生徒 C に関連するいじめと評価できる言動を生徒 B から受け、孤立感を深め、自死を決意した契機になったという関係性が認められる。

3 当該生徒及び保護者への学校の対応（調査依頼事項 3）

(1) 調査検討の対象

当該生徒に対する小学校 6 年生のときの小学校の対応（検討事実④）

当該生徒に対する中学校 1 年生のときの中学校の対応（検討事実⑤）

(2) 検討事実④に関して認定した事実について（認定事実④）

養護教諭においては、当該生徒から認定事実③に関する相談について、[redacted]
[redacted]両親に伝えていない。もっとも、養護教諭の判断は、単独ではなく、管理職判断に従ったものであった。また、学校がスクールカウンセラーに相談しようとした形跡も、学校から当該生徒をスクールカウンセラーにつなごうとした形跡もない。

(3) 検討事実⑤に関して認定した事実について（認定事実⑤）

当該生徒は、認定事実②のうち、生徒 B から廊下で通り過ぎる際に睨まれたり、体育祭の練習の際に生徒 B から指をさされて、生徒 B と生徒 C に一緒になって笑われたりしたことについて、令和 4 年 5 月 31 日に中学校の担任教諭に泣きながら相談している。

担任教諭においては、当該生徒から認定事実②に関する相談について、[redacted]
[redacted]両親に伝えるべきとは思っていたものの、結果的に両親に伝えていないまま本件事態が発生したものである。

[redacted]学校としては相談があった時点においていじめとは認識

していなかったこと、見守りと必要に応じた継続した指導をしていくことを確認していたことが挙げられる。
ただし、担任教諭の判断は単独ではなく、管理職の判断に従ったものであった。

(4) 学校の対応における問題点

ア 児童 A による「いじめ」への対応

児童 A は、小学校では、お調子者でやんちゃな、誰に対しても悪口を言う児童であると評価されていた。
小学校においては、このような傾向を有する児童 A に対して、計画的な個別支援にまでは至っておらず、担任教諭の個別対応に委ねられていた。その結果、児童 A の具体的な言動が周囲の児童らに与える影響にまで配慮することが不足してしまった。

イ

小学校及び中学校ともに、当該生徒からの相談について、何を伝えてほしくないかという確認を行わないまま、相談した内容のみならず、相談があった事実も当該生徒の保護者に伝えられていなかった上に、伝えないとする判断や検討の場にスクールカウンセラーなどの専門家等が立ち会った形跡もなかった。
小学校及び中学校のこうした対応が適切であったものかどうかは検証されるべき問題点であるといえよう。

ウ 学校がスクールカウンセラーに相談を引き継ごうとしなかったこと

当該生徒における相談について、学校がどのように対応すべきか、スクールカウンセラーに相談しようとした形跡も、当該生徒をスクールカウンセラーに引き継ごうとした形跡もなかった。
小学校及び中学校のこうした対応が適切であったものかどうかは、学校側とスクールカウンセラーとの間における円滑な個別の連携関係が構築できていたかも含め、検証されるべき問題点であるといえよう。

エ インターネット社会における対応の困難さ

- ・ 児童生徒らにおいては、SNS の特性についての理解や対応が、一般に十分には醸成されているとはいえない状況にある。
- ・ 自死関連サイトは、インターネット上で制限・規制をすり抜けるようにアップされ、日々増え続けており、児童生徒らがこうした映像的な刺激が大きい自死関連サイトによって重大な影響を受けている事実は、看過し得ない問題である。
- ・ 自死関連サイトの影響力の大きさについて、親世代の理解が余りに乏しく、インターネット社会への理解の世代間格差の問題がある。

- ・ 基本的には、学校外での生活についてまでは学校側に対応や責任を求めることは困難であり、限界があるのではないかと考えられるが、学校も家庭も、現に存在しているこの問題については目をそらすことはできない。

オ いじめアンケートに対する改善の余地

本件発生前後における定例アンケートの記載が多いのか少ないのか、本件発生後の本件に特化したアンケートにおける多数の記載があった結果にいかなる意味があるのか検討すべきではないか、定例アンケートの用紙の書式や記入の求め方に改善の余地があるのではないかといった課題や問題点等を指摘せざるを得ない。

4 調査報告書で示された調査委員会の意見

(1) 児童Aによる「いじめ」の対応

児童Aの指導のみに注視・限定されることなく、児童Aの言動によって傷つく周囲の児童らの心情など周りへの影響を確認することやケアのほか「いじめ」に該当するのではないかといった検討や対応を忘れてはならなかったものと指摘せざるを得ない。

(2)

「両親に言わないでほしい。」という要望に対し、それを受け入れるにあたっては、より一層の見守りの必要や責任が生じるため、極めて慎重に検討すべきである。その悩みを継続して共有できる相談先に繋がるまでは、常に、両親と情報共有するという判断を残しておく必要があるとともに、繋がった後にも両親との情報共有の可能性については検討するよう、意見する。

(3) 学校がスクールカウンセラーに相談を引き継がなかったこと

- ・ 小学校において
家庭や家族に関する問題について、学校内で把握し解決することには限界があるため、スクールカウンセラーを含む、より専門的なあるいは多様な立場での相談対応に繋がるよう、学校だけで抱え込まず児童生徒に対応すべきであったと意見せざるを得ない。
- ・ 中学校において
学校がスクールカウンセラーに相談することのハードルを下げ、スクールカウンセラーをより積極的に活用するべきではないか、中学校に進学した4月の間に小中連携のメモ等記録をスクールカウンセラーと共有し、

生徒との面談等のスケジュールや方針についてもスクールカウンセラーに意見してもらうことが入学初期段階では望ましいのではないかと、スクールカウンセラーが配慮を要する生徒と認識していれば、また異なった対応がなされていたのではないかと意見するものである。

(4) インターネット社会における対応の困難さ

自死関連サイト等多様な影響を生み出すサイトが日々大量にアップロードされている現実、SNS上のやりとりにてすれ違いが発生しトラブルが起きている現実などについては、それらの存在が児童生徒の身近にあることを前提にして共存することについての教育が必要となってくる。

しかしながら、親や教職員の世代においては、こうした状況に対応できているとは言い難い。インターネットというツールは、今後も親や教職員の想像を超えて進化していくものであり、日々情報を集め対応を検討しなければならない。

(5) いじめアンケートの改善経緯の報告等

いじめのアンケートはもちろん万能ではないが、今後も、法の趣旨に沿ったいじめアンケートの書式改訂と同アンケートの取り方に対する工夫について、今後も継続した努力がなされることによって、いじめの早期発見が少しでも増えることを望むものである。